年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1.	今回(のあっ	せん	等(の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月21日から同年7月1日まで 私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支店から同社 B支店に転勤した際の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

これは、A社C支店及び同社B支店の担当者間の連絡不足により、同社C 支店は辞令交付日で資格喪失届を提出、同社B支店は赴任日の7月1日で資 格取得届を提出しているものと考えられるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る履歴簿及び雇用保険の被保険者記録から 判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和31年6月21日に同社C支 店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年7月の社会保険事務所(当時)の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無い ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成15年4月は30万円、同年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月8日から平成16年11月1日まで A社での在籍期間について年金記録を確認したところ、標準報酬月額が低く記録されていることが判明した。給与明細書のとおり、申立期間において 実際に支給されていた各月の給与の総額はそれより高額であったので、標準 報酬月額の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成 15 年4月及び同年9月については、報酬額及び厚生年金保険料控除額のそれ ぞれに基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回ってい ることが確認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について は、給与明細書において確認できる保険料控除額から、同年4月は30万円、 同年9月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成15年4月及び同年9月に係る厚生年

金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、前述の給与明細書によると、申立期間のうち、昭和63年2月から同年8月までの期間、同年10月から平成2年11月までの期間、3年3月から同年8月までの期間、同年10月から4年1月までの期間、同年3月から5年10月までの期間、同年12月から6年8月までの期間、同年10月、同年11月、7年2月から同年8月までの期間、同年10月から8年3月までの期間、同年5月から9年2月までの期間、同年4月から同年11月までの期間、10年2月から同年6月までの期間、同年9月、11年8月から12年2月までの期間、同年6月から同年10月までの期間、13年1月、同年3月から15年3月までの期間、同年5月、同年6月、同年8月、同年10月から16年5月までの期間及び同年7月から同年10月までの期間の各月については、報酬額に基づく標準報酬月額はオンライン記録上の同月額を上回っているものの、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う同月額は、オンライン記録上の同月額より低額であるか、又は一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、給与明細書の提出の無い、昭和63年9月、平成2年12月から3年2月までの期間、同年9月、4年2月、5年11月、6年9月、同年12月、7年1月、同年9月、8年4月、9年3月、同年12月、10年1月、同年7月、同年8月、同年10月から11年7月までの期間、12年3月から同年5月までの期間、同年11月、同年12月、13年2月、15年7月及び16年6月の各月については、オンライン記録上の標準報酬月額と、事業主が各月の給与から控除していた厚生年金保険料及び報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の相違について確認することはできないものの、前述の給与明細書が提出された当該期間前後の各月も、オンライン記録上の標準報酬月額と事業主が給与から控除していた同保険料額に基づく標準報酬月額が一致していることから判断すると、当該各月についても、オンライン記録と事業主が給与から控除していた同保険料額に基づく標準報酬月額が一致しているものと推認できることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月30日から同年5月1日まで 申立期間当時、私は、A社C部から同社B支店へ転勤になっただけで、同 社に継続して勤務しており、厚生年金保険の加入記録に1か月の欠落が有る ことはあり得ないので、同加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員台帳、人事記録、在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(同社C部から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和49年4月1日付けで転勤辞令を受け、引継ぎ等を行った後、同年4月中には転勤したとしていること、及び申立人と同様に、A社C部から同社B支店へ異動した同僚4人のオンライン記録を見ると、全員が、厚生年金保険被保険者資格を月末に喪失し、月末に再取得していることが確認できることから、同年4月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和49年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立期間当時の関連資料が残っていないことから不明であると回答して おり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月11日から同年10月21日まで 私は、申立期間当時、A社から同じ敷地内にある同一企業グループのB社 C工場に異動したが、辞めることも休むことも無く継続して勤務していたに もかかわらず、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白期間があるのはおか しいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述、B社C工場の経理事務担当者及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社及び同一企業グループのB社C工場に継続して勤務し(A社からB社C工場に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社C工場の経理事務担当者は、「申立期間についても、A社本社において社会保険関係の事務手続を行っていた。」と供述していること、及びB社C工場における雇用保険の被保険者資格取得日が昭和36年10月21日であることから判断すると、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 36 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社 D本社の現在の事務担当者は、申立期間当時の資料を保管していないため不明 としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月4日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和40年3月1日と記録されているが、同社には、39年12月頃から勤務し、40年1月4日に正式入社したと記憶している。同社に係る同年2月分の給料支払明細書を見ても、前月分である同年1月分の厚生年金保険料が控除されているので、資格取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務実態について、申立人の同社に勤務する前の職場の同僚で、同社において昭和39年10月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得している申立期間当時の同僚は、「申立人は、同年12月から勤務はしていたようだが正式入社は40年1月だった。」と供述していること、同社において同年1月10日に同被保険者資格を取得している別の同僚は、「自分が入社した時、既に申立人は入社していた。」と供述していること、及び同年1月4日から同社に正式入社したとする申立人の主張は具体的であり、同社への入社に至るまでの経緯に不自然な点はうかがえないことから判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出されたA社における昭和40年1月及び同年2月の給料支払明細書の写しから、総支給額に基づく標準報酬月額は、それぞれ2万6,000円であることが確認でき、同年2月及び同年4月の当該明細書の写しか

ら、それぞれ同報酬月額2万6,000円に基づく前月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、連絡の取れた申立期間当時の同僚5人全員が、「申立人は一貫して設計士として勤務しており、勤務形態が途中で変わったことは無かった。」旨供述していることから、同年3月1日の前後において申立人の勤務形態に特段の変更は無く、厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立 期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の関連資料や供述を得ることがで きないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこ とから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

香川国民年金 事案 397

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から54年3月まで

申立期間中は、A市で独り暮らしをしており、資格試験受験のため仕事をしていなかったが、同市役所で転入届を提出した際に、同市役所の担当職員から国民年金に加入するように強く勧められたので、経済的に苦しい状況であったが無理をして保険料を納付した。

納付方法や保険料の金額について明確に記憶しているわけではないが、国 民年金に加入するように強く勧められたことは鮮明に記憶しているので、申 立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市役所の窓口で国民年金への加入を強く勧められたので加入 した。」と主張しているが、申立期間を含めて 60 歳に到達するまでの期間中に 国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は確認できない上、申立人に係る 市町村の被保険者名簿及び被保険者台帳も確認できず、申立人が国民年金に加 入したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付方法や保険料額に関する具体的な記憶が無いとしていることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 398

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年3月まで

時期は定かではないが、昭和58年頃に社会保険事務所(当時)の人が自宅に来て、国民年金保険料を納付するよう指導されたが、金額が高かったので、すぐには払えないと伝えた。はっきり覚えていないが、金額は10万円を超えていたような気がする。その1、2か月後だったと思うが、同じ人が自宅に来て、納付は義務だからと再度指導されたので、両親に相談し、父にお金を借りて未納保険料を一括で納付した。加入手続や保険料納付をいつ、どのようにしたかについては、社会保険事務所に行った記憶がある以外は具体的に覚えていないが、国民年金に加入した時に保険料を遡ってまとめて納付したことは間違いないので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同番号の前後の払出状況から昭和 61 年 9 月頃に払い出されており、当該払出以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、A町(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿からも申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらない。

また、申立期間直後の昭和60年4月から61年3月までの保険料が62年7月13日に過年度納付されていることから、納付状況は申立人の「国民年金に加入した時に、保険料を遡ってまとめて納付した。」との主張と符合しているが、当該過年度納付時点において、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年5月15日から平成2年3月21日まで

② 平成3年10月11日から12年12月7日まで

私がA社で働いていた申立期間の標準報酬月額の記録は、給与支給額に比べて、7万円から12万円程度低くなっているので、申立期間の標準報酬月額を給与支給額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立人から提出された申立期間の一部(平成5年11月、同年12月、6年1月、同年3月、同年5月、同年7月、同年8月、同年10月、7年8月、同年10月から同年12月までの期間、8年1月、同年3月、同年5月及び同年7月)の給与支給明細書に記載された報酬額を見ると、申立人の主張どおり、全ての期間、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与支給明細書において控除されている厚生年金保険料額は、全ての期間、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できることから、申立人から提出された給与支給明細書により報酬額及び厚生年金保険料控除額が確認できる前述の期間については、特例法の対象とならない。

一方、給与支給明細書により報酬額及び厚生年金保険料控除額が確認できない期間については、申立人から提出された平成元年、7年及び9年の源泉徴収票に記載された給与の支払金額は、当該期間のオンライン記録上の標準報酬月額から算出される年間の給与総額よりも高額であることが確認できるが、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された金額は、オンライン記録上の標準報酬月額から算出した健康保険及び厚生年金保険料額に雇用保険料額を加算した額とほぼ一致している。

また、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人は、「私の標準報酬月額の記録も給与支給額より低くなっている。」旨供述しており、そのうち1人は、「私は、同社において勤務していた当時、標準報酬月額を本来の報酬額に見合う金額に上げてくれるように頼んだが、なかなか上げてもらえなかった。」旨供述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人から 提出された申立期間に係る給与支給明細書を見ると、申立人と同様にオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額の報酬額が支払われていることが確認で きるものの、控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報 酬月額に基づく保険料額と一致している。

これらを併せて判断すると、申立期間当時、A社においては、実際の報酬額よりも低い金額を従業員の標準報酬月額として社会保険事務所(当時)に届け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月26日から46年3月まで

② 昭和46年6月16日から同年8月17日まで

③ 昭和47年6月16日から同年8月16日まで

申立期間①について、A社(現在は、B社)では3年間くらい働いていた にもかかわらず厚生年金保険の記録が4か月となっていることに納得でき ない。

申立期間②及び③について、C社では昭和46年4月21日から52年5月16日まで継続して勤務しており、給与から保険料の控除もされていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和43年2月1日から同年6月26日までの期間となっているが、46年3月まで同社の提携先であるD社(現在は、E社)内の部品課で梱包の仕事をしていた。」と主張している。

しかしながら、申立期間当時のA社の取締役は、「申立人のことは知っているが、勤務期間及び雇用形態のことは分からない。」と回答している上、申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和43年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚6人は、いずれも連絡先不明又は死亡していることから申立人の申立期間の勤務実態に関する供述を得ることができない。

また、A社において、昭和45年1月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚二人は、それぞれ、「私は、D社内の部品課で勤務していたが、申立人のことは知らない。」、「私がA社の提携先であるD社内の部品課で働

いていた 45 年 1 月から 47 年 6 月までの期間、同課で勤務していた女性は、私を含めて 2、3 人であったことからその名前も記憶しているが、申立人のことは知らない。」と供述している。

さらに、B社の事務責任者(総務部長)は、「申立期間①当時の事業主は既に亡くなっており、当時の事情を知る者もおらず、申立人の在籍が確認できる資料も残っていない。しかし、継続して勤務しているにもかかわらず、途中で厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行うことは考えられない。」と供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和43年2月1日から46年1月4日までの期間に健康保険整理番号の欠番は無く、不自然な点も見当たらない。

加えて、申立期間①及びその前後の期間、申立人はF共済組合員である夫の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③について、申立人は、「C社のG市事務所において、申立期間も販売促進の仕事をしていた。」と主張しているところ、申立人と同様に同社G市事務所において、販売促進の仕事をしていたと供述している同僚は、「入社してから退社するまで、長期間休んだことは無い。」と供述していることから、申立期間も勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和46年6月16日に同保険被保険者資格喪失後、同年8月17日に再取得した後、47年6月16日に再び同保険被保険者資格を喪失し、同年8月16日に再取得していることが確認でき、これらの記載は、同社H工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録と一致している上、前述の申立人と同様に同社G市事務所で勤務していたとする同僚についても、申立人と同じ期間、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、C社の事務担当者は、「申立人の勤務を確認できる資料は、提出した 健康保険厚生年金保険被保険者台帳のみである。当社は、同台帳どおりの届出 を行い、厚生年金保険に加入していない期間の保険料は控除していないと思 う。」と供述している。

さらに、C社H工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様な記録となっている同僚が、申立期間②及び③において、それぞれ、60人及び57人確認できるところ、当該同僚のうち、供述の得られた3人は、いずれも「同社で販売促進を担当していた。私の厚生年金記録は事実と相違していない。」旨供述し、そのうちH府又はI市で勤務していたとする2人は「同社から入社時に夏場はお休みをしてくださいと言われ、休んでおり、当該期間は給与の支払いは無く、当然保険料控除は無かった。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、同社においては、販売促進に従事している者に

ついて、夏期の一定期間、長期休暇を取得させるなどして、厚生年金保険被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月から同年7月まで

② 昭和37年10月から38年7月まで

③ 昭和38年11月から39年9月まで

④ 昭和40年9月から41年3月まで

⑤ 昭和45年10月から46年3月まで

⑥ 昭和46年4月から同年6月まで

私のA社における申立期間①、②、④、⑤及び⑥の標準報酬月額は、年金事務所の記録では、それぞれ、1万円、1万4,000円、2万4,000円、4万5,000円及び5万2,000円となっているが、当該期間の給与額は、申立期間①及び②は1万6,000円、申立期間④は3万円、申立期間⑤は5万2,000円、申立期間⑥は6万円であったと記憶している。

また、B社における申立期間③の標準報酬月額の記録は2万円となっているが、当該期間の給与額は3万6,000円であったと記憶している。

A社及びB社における標準報酬月額の記録について、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の記憶している申立期間の報酬月額よりもオンライン記録上の標準報酬月額が低くなっているとして、同月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立期間①、②、④、⑤及び⑥について、A社は、昭和47年1月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は、既に死亡していることから、申立期間当時の申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間当時、A社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、供述を得られた複数の同僚も申立期間当時の給与明細書等の関連資料を保管していないことから、申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない上、申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、当該同僚は記憶しておらず、当該同僚から保険料控除に関する具体的な供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録において、申立期間当時の申立人及び同僚に係る標準報酬月額を見ると、申立期間②については、複数の同僚が申立人と同様に標準報酬月額が減額されていることが確認でき、申立期間④については、申立人と同じ職種であったと供述している同僚に係る標準報酬月額は、申立人と同様な傾向で増額していることが確認できる。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を見ると、記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

申立期間③について、B社において、申立期間当時に社会保険事務を担当し ていたとみられる同僚は、「資格取得時の標準報酬月額は、基本給と固定的な 手当のみで届出をし、当該届出に基づく保険料を控除していた。その後、同月 額の改定時に残業手当を含む支給総額で届出していた。現場で勤務していた人 は、残業が多かったので、入社時の標準報酬月額とその後決定される同月額に 差が生じていると思う。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年 金保険被保険者原票において、資格取得後、最初の定時決定時に、申立人と同 様に、標準報酬月額が大幅に増額されている複数の同僚が確認できる上、その うち、昭和39年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚か ら提出された給与明細書及び当該同僚に係る同原票を見ると、資格取得時の標 準報酬月額は、同年5月の給与明細書に記載された基本給に基づく標準報酬月 額であることが確認でき、その後、同年10月の定時決定時に大幅に標準報酬 月額が増額しているが、これは、当該給与明細書で確認できる定時決定の基礎 となる同年5月から同年7月までの期間の残業手当を含めた総報酬額に基づ く標準報酬月額であり、前述の社会保険事務担当者の供述を裏付ける記載内容 となっている。

また、前述の同僚から提出された昭和39年5月から同年7月までの期間の 給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、当該期間の標準報酬月額に 基づく厚生年金保険料と一致している。

さらに、B社は、昭和40年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当し

なくなっている上、事業主は、既に死亡していることから、申立期間当時の申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、 記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月3日から60年1月1日まで ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標 準報酬月額が、実際に支給された給与額より低額であることが分かった。支 給された給与に基づく適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された申立期間の給与明細書から、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、その大半がオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、全ての期間についてオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月1日から8年1月1日まで

② 平成8年12月1日から9年1月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、私が、A社から受け取っていた給与額と日本年金機構が記録している標準報酬月額に相違があるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②における標準報酬月額の相違について申し立て ているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに 基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと 認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準 報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の 額を認定することとなる。

申立人は、A社の事業主の妻であり、かつては同社の監査役でもあったところ、申立期間①のうち、事業主及び申立人からそれぞれ提出された同一の源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる平成3年2月から6年6月までの期間及び7年1月から同年12月までの期間について、報酬月額に基づく標準報酬月額、又は厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額のいずれかが、当該期間におけるオンライン記録の標準報酬月額より低額であるか、又は同額であることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳に報酬月額及び厚生年金保険料控除額の記載が無い平成6年7月から同年12月までの期間につい

て、事業主から提出された各年の収入額及び社会保険料控除額を記載した資料 (以下「事業主提出資料」という。)から、当該期間の同控除額の合計額を推 計したところ、当該期間に対応するオンライン記録上の標準報酬月額に見合う 同控除額の合計額よりも低額となることが確認できることから、当該期間にお いて、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録上の標準 報酬月額よりも低額であったと考えるのが自然である。

申立期間②について、前述の事業主提出資料に記載されている平成8年分年間給与総額から求めた報酬月額の平均額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、申立人の夫である事業主は、「年間を通じて給与額は、ほぼ一定であった。」としていることから判断すると、申立人が、申立期間に受け取った給与額は、当該報酬月額の平均額に近似していたものと考えられ、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であったとは考え難い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から49年9月16日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社(現在は、B社)で勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低額であることが分かった。

申立期間当時、実際の給与支給額は、ねんきん定期便に記載の標準報酬月額よりも高額であったことは間違いなく、当時の給与支給額を推測する資料として失業保険金受給資格者証を提出するので、詳しい調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された失業保険金受給資格者証の基本日額に基づき給与支給額を推計したところ、申立期間のうち、昭和49年3月から同年8月までの期間に係る給与支給額は申立人の主張する金額とおおむね一致しており、当該期間に係る給与支給額がオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であったことが推認できるものの、当該受給資格者証からは厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、B社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる 賃金台帳等の資料については保存期限を経過したため処分した。」と回答して いることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認す ることができない。

さらに、申立期間当時のA社の事務担当者は、「実際の給与支給額に基づく標準報酬月額の届出を行ったかどうかは不明であるが、申立人の標準報酬月額のみ低く届け出ることはしていない。保険料控除についても社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額に基づき行っていた。」と供述している。

加えて、申立期間当時の複数の同僚は、「実際の給与支給額と標準報酬月額に相違はない。」旨供述しており、このうち一人は、「当時、会社の経営状況は良かった上、経理についてもきちんとしていた印象があるので実際の給与支給額よりも低く標準報酬月額を届け出ることはしていないと思う。」と供述している上、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月3日から同年6月1日まで

私は、申立期間中、A市B区にあったC社の営業所で事務員として勤務していたところ、昭和44年5月中旬に、別の会社より同年6月10日から採用する旨の通知が届いた。それを受けて、C社には「5月いっぱいで退職したい。」と申し出た記憶があり、間違いなく同年5月31日まで勤務していたので、同年5月は同社での厚生年金保険被保険者期間とされるべきであり、資格喪失日を同年6月1日に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社における厚生年金保険被保険者資格喪失日とされている昭和44年5月3日以降も、継続して同年5月31日まで勤務していたと主張しているが、申立期間中に、申立人が勤務していたとされるA市B区の営業所で勤務していた同僚は、「申立人が当該営業所で勤務していたことについては、記憶に無いため不明である。」と供述しており、同社における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない上、同社は、「申立期間当時から本社一括で厚生年金保険の適用事業所となっていたが、申立期間当時の人事記録等の関係書類を保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除に関する状況等は不明である。」と回答していることから、申立人が同社において同年5月31日まで勤務していたことを確認することができない。

また、申立期間に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の資格喪失日の記載内容に不自然な点は認められず、遡って資格喪失日の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。